

鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則

鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 出納長の権限に属する事務を処理し、及び知事の権限に属する事務の一部を分掌させるため、会計局及び庶務集中局を置く。

（課及び内部組織の設置）

第2条 次の表の左欄に掲げる局に、同表の中欄に掲げる課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる担当等を置く。

局	課	内部組織	
会計局	会計指導課	指導・会計管理担当 電算担当 資金運用・国費担当	
	審査出納課	審査出納担当	
庶務集中局	集中業務課	集中化業務担当	
		物品・契約室	物品調達担当 契約担当

（会計局の各課の所掌事務）

第3条 会計局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

会計指導課

- 現金の出納（基金に属する現金に係るものに限る。）及び保管（歳計現金及び歳入歳出外現金の金融機関への預金の方法によるもの並びに基金に属する現金に係るものに限る。）に関すること。
- 有価証券（公有財産又は基金に属するものに限る。）の出納及び保管に関すること。
- 収入証紙の出納及び保管に関すること。
- 現金（出納長が直接収納したものを除く。）及び財産（基金に属する動産を除く。）の記録管理に関すること。
- 決算の調製に関すること。
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。
- 支出官及び歳入徴収官の事務に関すること。
- 会計（物品に係るものを除く。）の監督に関すること。
- 財務会計オンラインシステムに関すること。
- 収入証紙に関すること。
- 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第243条の2に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。
- 出納長の秘書に関すること。
- 局の連絡調整に関すること。
- 局の予算経理及び庶務に関すること（集中業務課の所掌に属するものを除く。）。
- その他局内他課の所掌に属しないこと。

審査出納課

- 現金の出納及び保管に関すること（会計指導課の所掌事務に属するものを除く。）。
- 有価証券（公有財産又は基金に属するものを除く。）の出納及び保管に関すること。
- 現金（出納長が直接収納したものに限り。）の記録管理に関すること。

- (4) 旧法第232条の4第2項の規定による支出負担行為の確認に関すること。
- (5) 支出負担行為に係る起案文書の関連審査（法令又は予算の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。）に関すること。

（庶務集中局の課の所掌事務）

第4条 庶務集中局の課の所掌事務は、次のとおりとする。

集中業務課

- (1) 物品（基金に属する動産を含み、収入証紙を除く。以下同じ。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- (2) 庶務、会計及び契約事務に係る集中処理に関すること。
- (3) 会計（物品に係るものに限る。）の監督に関すること。
- (4) 物品の取得及び処分に関すること。
- (5) 競争入札（建設工事及び測量設計に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定に関すること。
- (6) 庁用自動車の管理に関すること。
- (7) 局の連絡調整に関すること。
- (8) 局の予算経理及び庶務に関すること。

（内部組織の所掌事務）

第5条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、局の長及び出納長（当該所掌事務が知事の権限に属する場合にあっては、知事）に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 前項の所掌事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

（職制及び職務）

第6条 局及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。

- 2 課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。）を置くことができる。
- 3 前項の職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、当該課の長が定めるものとする。
- 4 課の内部組織（担当を除く。）にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。
- 5 課の内部組織である室の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職を代行させるため、必要があると認めるときは、室長補佐を置くことができる。
- 6 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、会計局及び庶務集中局に参事を置くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（鳥取県予算規則の一部改正）

2 鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出納局長」を「会計局長、庶務集中局長」に、「出納局」を「会計局、庶務集中局」に改める。

（日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正）

3 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第4条第1項の規定により置かれる出納局及び室の長」を「鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則（平成21年鳥取県規則第24号）第6条第1項の規定により置かれる会計局、庶務集中局及び課の長」に改める。